



保医発 0831 第 3 号
令和 3 年 8 月 31 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定
保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(令和 3 年厚生労働省告示第 324 号)が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところである。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」(平成 20 年厚生労働省告示第 61 号)の に規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

なお、本通知は令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料料)の算定について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号)の別紙 1 を次のように改正する。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料(1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大臼歯 77 点
- ロ 小臼歯・前歯 48 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大臼歯 27 点
- ロ 小臼歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大臼歯 27 点
- ロ 小臼歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大臼歯 33 点
- ロ 小臼歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

1 本につき 69 点

M005 装着

1 歯冠修復物(1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料

4 点

2 仮着(1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合(1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填（１窩洞につき）

１ 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

11 点

ロ 複雑なもの

29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

ａ 単純なもの

10 点

ｂ 複雑なもの

26 点

ロ 自動練和型

ａ 単純なもの

9 点

ｂ 複雑なもの

23 点

２ 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

4 点

ロ 複雑なもの

11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

ａ 単純なもの

4 点

ｂ 複雑なもの

10 点

ロ 自動練和型

ａ 単純なもの

4 点

ｂ 複雑なもの

10 点

３ 歯科充填用材料

2 点

M010 金属歯冠修復（１個につき）

キーパーを装着した金属歯冠修復は２又は４の材料料、キーパーの材料料及びキーパーの装着の材料料の合計により算定する。

１ 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの

834 点

(2) ４分の３冠

1,042 点

２ 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

ａ 単純なもの

355 点

ｂ 複雑なもの

656 点

ロ ５分の４冠

825 点

ハ 全部金属冠

1,039 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

ａ 単純なもの

241 点

ｂ 複雑なもの

480 点

ロ ４分の３冠

593 点

ハ ５分の４冠

593 点

ニ 全部金属冠

744 点

4	銀合金	
(1)	大臼歯	
	イ インレー	
	a 単純なもの	20 点
	b 複雑なもの	35 点
	ロ 5 分の 4 冠	46 点
	ハ 全部金属冠	56 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
	イ インレー	
	a 単純なもの	13 点
	b 複雑なもの	26 点
	ロ 4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	32 点
	ハ 5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	32 点
	ニ 全部金属冠	41 点
5	純チタン 2 種	66 点
6	キーパー	233 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12% 以上）を用いた場合	926 点
2	銀合金を用いた場合	90 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点
M015-2	CAD / CAM 冠（1 歯につき）	
1	CAD / CAM 冠用材料（ ）	228 点
2	CAD / CAM 冠用材料（ ）	254 点
3	CAD / CAM 冠用材料（ ）	442 点
4	CAD / CAM 冠用材料（ ）	576 点
	注 CAD / CAM 冠用材料（ ）を小臼歯に対して使用した場合は、CAD / CAM 冠用材料（ ）により算定する。	
M016	乳歯冠（1 歯につき）	
1	乳歯金属冠	30 点
2	その他の場合	
	乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1 歯につき	2 点
M016-3	既製金属冠（1 歯につき）	29 点
M017	ポンティック（1 歯につき）	
1	鑄造ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12% 以上）	
	イ 大臼歯	1,196 点
	ロ 小臼歯	901 点

(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	45 点
2 レジン前装金属ボンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	719 点
ロ 小臼歯	901 点
ハ 大臼歯	1,196 点
(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	58 点
ロ 小臼歯	58 点
ハ 大臼歯	58 点
M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1 装置につき）	1,629 点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯（1 床につき）	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	39 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,142 点
ロ 犬歯・小臼歯	929 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	929 点
ロ 犬歯・小臼歯	713 点
ハ 前歯（切歯）	549 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	956 点
ロ 犬歯・小臼歯	748 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	656 点
ロ 犬歯・小臼歯	571 点
ハ 前歯（切歯）	529 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	570 点

(2) 二腕鉤（レストつき）	441 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12% 以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	265 点
(2) 犬歯・小臼歯	285 点
(3) 大臼歯	328 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	46 点
(2) 犬歯・小臼歯	46 点
(3) 大臼歯	46 点
M023 バー（1 個につき）	
1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12% 以上）	1,533 点
(2) 鑄造用コバルトクロム合金	18 点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	39 点
M029 有床義歯修理（1 床につき）	
磁石構造体	777 点
M030 有床義歯内面適合法	
軟質材料を用いる場合（1 顎につき）	
1 シリコン系	168 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正
について（令和２年３月５日保医発 0305 第 10 号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙１) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料(１歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分の ファイバーポスト料との合計により算定する。 １ 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>77 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>48 点</u> (2) (略) ２ (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復(１個につき) キーパーを装着した金属歯冠修復は２又は４の材料料、キーパー の材料料及びキーパーの装着の材料料の合計により算定する。 １ (略) ２ 金銀パラジウム合金(金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>355 点</u> b 複雑なもの <u>656 点</u> ロ ５分の４冠 <u>825 点</u>	(別紙１) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料(１歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分の ファイバーポスト料との合計により算定する。 １ 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 69 点 ロ 小白歯・前歯 43 点 (2) (略) ２ (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復(１個につき) キーパーを装着した金属歯冠修復は２又は４の材料料、キーパー の材料料及びキーパーの装着の材料料の合計により算定する。 １ (略) ２ 金銀パラジウム合金(金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 321 点 b 複雑なもの 593 点 ロ ５分の４冠 746 点

ハ 全部金属冠	1,039 点	ハ 全部金属冠	939 点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	241 点	a 単純なもの	218 点
b 複雑なもの	480 点	b 複雑なもの	434 点
□ 4 分の 3 冠	593 点	□ 4 分の 3 冠	536 点
ハ 5 分の 4 冠	593 点	ハ 5 分の 4 冠	536 点
ニ 全部金属冠	744 点	ニ 全部金属冠	672 点
4 銀合金		4 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	20 点	a 単純なもの	19 点
b 複雑なもの	35 点	b 複雑なもの	33 点
□ 5 分の 4 冠	46 点	□ 5 分の 4 冠	42 点
ハ 全部金属冠	56 点	ハ 全部金属冠	52 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	13 点	a 単純なもの	12 点
b 複雑なもの	26 点	b 複雑なもの	24 点
□ 4 分の 3 冠(乳歯を除く。)	32 点	□ 4 分の 3 冠(乳歯を除く。)	30 点
ハ 5 分の 4 冠(乳歯を除く。)	32 点	ハ 5 分の 4 冠(乳歯を除く。)	30 点
ニ 全部金属冠	41 点	ニ 全部金属冠	38 点
5 ～ 6 (略)		5 ～ 6 (略)	
M011 レジン前装金属冠(1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠(1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	926 点	1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	837 点
2 銀合金を用いた場合	90 点	2 銀合金を用いた場合	84 点
M015～M016-3 (略)		M015～M016-3 (略)	
M017 ポンティック(1 歯につき)		M017 ポンティック(1 歯につき)	

1 鋳造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>1,196 点</u> ロ 小臼歯 <u>901 点</u> (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 <u>45 点</u> 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 イ 前歯 <u>719 点</u> ロ 小臼歯 <u>901 点</u> ハ 大臼歯 <u>1,196 点</u> (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 <u>58 点</u> ロ 小臼歯 <u>58 点</u> ハ 大臼歯 <u>58 点</u> M017-2～M019 （略） M020 鋳造鉤（1 個につき） 1 （略） 2 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>956 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>748 点</u> (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大臼歯 <u>656 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>571 点</u> ハ 前歯（切歯） <u>529 点</u> 3 （略） M021 （略） M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	1 鋳造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 1,081 点 ロ 小臼歯 814 点 (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 42 点 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 イ 前歯 650 点 ロ 小臼歯 814 点 ハ 大臼歯 1,081 点 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 54 点 ロ 小臼歯 54 点 ハ 大臼歯 54 点 M017-2～M019 （略） M020 鋳造鉤（1 個につき） 1 （略） 2 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 864 点 ロ 犬歯・小臼歯 676 点 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大臼歯 593 点 ロ 犬歯・小臼歯 516 点 ハ 前歯（切歯） 479 点 3 （略） M021 （略） M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）
---	---

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>265 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>285 点</u> (3) 大臼歯 <u>328 点</u> 2 （略） M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,533 点</u> (2) （略） 2 （略） M029～M030 （略）	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 239 点 (2) 犬歯・小臼歯 258 点 (3) 大臼歯 297 点 2 （略） M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 1,386 点 (2) （略） 2 （略） M029～M030 （略）
--	--